

重点目標 7

施策の方向性	具体的な施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
外国人とのための相談、情報提供の充実	○行政情報の多言語化 【内容】国際課の多言語担当者（英語、中国語、ハングル）等が行政情報を翻訳。 【実績】206件（英語64件、中国語92件、ハングル50件）		国際課
2 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進	○友好交流サロンの運営 【内容】外国人市民向けの生活情報を提供、地域の国際化のための様々な事業の開催、外国人市民と日本市民の交流の場の提供。 ・日本語教室開催 延べ134回、2,533人 ・多言語生活情報誌「あくら」の作成（7ヶ国語）発行4回11,900部 ・インターネットサービスの提供（Wi-Fi）など		国際課
国際理解・交流活動の推進	○公民館での日本語教室の開催 【内容】京山・岡輝・岡西公民館において、外国人市民を対象とした日本語教室を開催。 【実績】延べ162回開催 延べ959人	○公民館での日本語教室の開催 【内容】京山・岡輝・岡西公民館において、外国人市民を対象とした日本語教室を開催。	国際課
	○外国人との交流の場の提供 【内容】地域住民ども在住外国人が同じ地域住民としてふれあう場を提供する 【実績】6公民館 8講座。延べ691人参加	○外国人との交流の場の提供 【内容】地域住民ども在住外国人が同じ地域住民としてふれあう場を提供する 【実績】6公民館 8講座。延べ691人参加	公民館
	○日本文化体験交流会の開催 【内容】日本文化体験交流会を年3回、友好交流サロンで実施。平成27年度は「美しい文字で『ありがとう』を書いてみましょう」（11月）、「いけばな（12月）」、「茶道」（2月）。 【実績】延べ55人参加 ○異文化体験交流会の開催 【内容】異文化体験交流会を年3回、友好交流サロンで実施。平成27年度は「韓国の遊び」（6月）、「フィリピンの遊び」（8月）、「中国茶」（10月） 【実績】延べ62名参加	○日本文化体験交流会の開催 【内容】日本文化体験交流会を年3回、友好交流サロンで実施。平成27年度は「美しい文字で『ありがとう』を書いてみましょう」（11月）、「いけばな（12月）」、「茶道」（2月）。 【実績】延べ55人参加 ○異文化体験交流会の開催 【内容】異文化体験交流会を年3回、友好交流サロンで実施。平成27年度は「韓国の遊び」（6月）、「フィリピンの遊び」（8月）、「中国茶」（10月） 【実績】延べ62名参加	国際課
	○多文化共生社会推進モデル町内会の運営支援 【内容】外国人市民の多く在住する地域を「多文化共生社会推進モデル町内会」に指定し、地域の国際化を推進。	○多文化共生社会推進モデル町内会の運営支援 【内容】外国人市民の多く在住する地域を「多文化共生社会推進モデル町内会」に指定し、地域の国際化を推進。	国際課
	○国際理解出前講座 【内容】次世代の国際交流の担い手となる子どもたちに対して、本市の国際友好交流都市・地域をはじめとする様々な文化を紹介するため、小学校に出向いて講座を開催。 【実績】延べ426名	○国際理解出前講座 【内容】次世代の国際交流の担い手となる子どもたちに対して、本市の国際友好交流都市・地域をはじめとする様々な文化を紹介するため、小学校に出向いて講座を開催。 【実績】延べ426名	国際課

重点目標 7

施策の方向性	具体的な施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
国際理解・推進	○「やさしい日本語」普及事業 【内容】岡山市職員、市民を対象に、大学教授等の専門講師による「やさしい日本語」に関する知識、ノウハウ、必要性等の講座を開催。 【実績】2回開催 延べ50人参加	国際課	
2 岡山市に暮らす 外国人への支援 及び地域社会へ の参画促進	○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】実施日／場所／参加者数 ①「外国人住民（特に子育て中）との多文化料理教室」／6月7日、10月18日、12月13日／京山公民館 ／50人 ○外国人の意見が反映され られる市政運営 【内容】地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するための会議の開催。 【実績】3回実施	女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)	国際課

重点目標8

施策の方向性	具体的的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
	審議会や実行委員会への市民の参画の推進	○男女共同参画専門委員会における公募委員 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に関する意見を聴く専門委員会委員10人の内公募委員3人。任期：2年 【実績】10人中3人（H28.4.1現在） ○「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】20人（男性10人、女性10人）	女性が輝くまちづくり推進課
1	男女共同参画による市民参画の一層の推進	○「新成人への集い」実行委員の募集 【内容】新成人該当者による実行委員会を組織し、新成人の手で「新成人の集い」の企画・運営を行う。（広報は「市民のひろば」や大学等へ出向き学生への呼びかけ等） ○男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」（6月21日～27日） 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】参加者数延べ3,792人 (フレウイーク6月14日～6月20日、フォローウイーク6月28日～7月4日実施分を含む)	地域子育て支援課
	男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）への参画の促進	○「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」での公民館行事の開催 【内容】男女共同参画をテーマとする講座を全館で開催 【実績】36公民館（1館雨天のため中止）1,192人参加。	公民館
	多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	○市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報（再掲） ○オレンジリボンキャンペーン実行委員会との連携による広報、啓発	女性が輝くまちづくり推進課
2	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実	○市民協働事業（再掲） 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画をさんかく岡山登録団体（市民）から募集する市民企画事業と市が提案する市民企画事業8事業、市企画事業1事業 【実績】市民企画事業8事業、市企画事業1事業 ○さんかく岡山 【内容】①会議室の利用提供 ②ミーティングルームの利用提供 ③図書・ビデオの貸出 ④印刷機等の利用提供 ⑤託児室の利用提供 ⑥ギャラリー他利用提供 【実績】①10,059人 ②4,249人 ③400人 ④114人 ⑤1,346人 ⑥8,304人	女性が輝くまちづくり推進課（さんかく岡山）

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P55
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし	P60

○ 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日
市条例第34号
改正 平成23年3月16日市条例第17号
平成25年12月25日市条例第49号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)
- 第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)
- 第4章 推進体制(第28条—第34条)
- 第5章 補則(第35条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎える社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に發揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に發揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができるることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者等への身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消の方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるよう、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

- 第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。
- 2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。
(男女共同参画推進週間)
- 第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。
- 2 市は、男女共同参画推進週間ににおいて、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。
(市民に表示される情報に関する措置)
- 第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(審議会等における積極的改善措置)
- 第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。
- 2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めたときは、適用しない。
- 3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。
(苦情の処理)
- 第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。
- 3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聽かなければならない。
- ### 第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消
- (男女共同参画相談支援センター)
- 第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。
- 2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。
- 3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。
(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所
(2) 法第3条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)
(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関
(女性相談員による相談等)
- 第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。
(被害者の緊急一時保護)
- 第23条 市は、配偶者等からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者等からの暴力」という。)を受けた者(配偶者等からの暴力を受けた後婚姻又は法第28条の2に規定する関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。
- 2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。
- 3 前2項の規定にかかるわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。
(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者等からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条第1項各号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなとき。
(2) 法に基づく一時保護が行われないとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われないときその他の緊急一時保護を行うことが適当ないと認められるとき。
- 4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。
(被害者の保護及び自立支援)
- 第24条 市は、法第10条第1項第1号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条(法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。
- 2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、法第18条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の保護命令の再度の申立てを行った場合について

て準用する。

(配偶者等からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

- 2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- 3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

- 2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

- 2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

- 2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。
- (3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続く任期の中途においては適用しない。

3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則(平成23年市条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成25年市条例第49号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考え方のもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、平成24年3月「第3次さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1)岡山市男女共同参画専門委員会での審議（7回）
- (2)第3次さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（10回）
- (3)パブリック・コメントの実施（期間：平成23年12月15日～平成24年1月13日）
- (4)公聴会の開催（さんかく岡山、中区保健センター、百花プラザ、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1)計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

- ①性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現
- ②性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現
- ③性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2)基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3)計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすためのものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

4 第3次さんかくプランでの取組

(1) 重点的な取組

- これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、
- ①男女平等を推進する教育・学習の推進
 - ②配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
 - ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ④男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組みます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

①審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や市が実施する男女共同参画に関する施策への苦情の処理等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行うとともに、基本計画が市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを測るための、現状値の把握や行政評価について審議を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

②女性が輝くまちづくり推進本部

市では、男女共同参画及び女性が輝くまちづくりに関する施策を総合的に進めるための府内推進組織として女性が輝くまちづくり推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員及び指名規定により委嘱された職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。

男女共同参画専門委員会委員名簿

氏 名	専門分野等	現 職
かいはら みよこ 貝原 己代子	社会・家族	さんかくナビ理事長 N P O 法人全国女性シェルターネット理事
こまつ やすのぶ 小松 泰信	農業経営学	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
たかだ みきこ 高田 美紀子	経済・雇用	岡山商工会議所女性会副会長
てらお まさる 寺尾 勝	公募委員	無職
どい けい代 土井 梢代	公募委員	ラピッド速読教室
なかつか みきや 中塚 駿也	産婦人科学	岡山大学大学院保健学研究科教授
はら だ こうじ 原田 幸治	人権・法律	弁護士（岡山弁護士会）
ひかさ あい 日笠 亜衣	公募委員	個人事務所デザインシータ
まつい 松井 けいぞう まつい けいぞう 松井 垣三	社会・福祉	中国短期大学保育学科・専攻科介護福祉専攻教授
かつおか 光岡 あきこ かつおか 光岡 あきこ 光岡 亜希子	地域活動	N P O 法人マザーリーフ

(五十音順)